

奈良・平城宮跡

1 所在地 奈良市佐紀町・北新町・法華寺町

2 調査期間 東院地区 一九八一年(昭五六)一月～六月、内裏北方官衙地区 同年四月～七月、宮城南面西門地区 同年一月～八二年二月、第一次朝堂院地区

3 発掘機関 奈良国立文化財研究所平城宮跡発掘調査部

4 調査担当者 岡田英男

5 遺跡の種類 宮殿・官衙跡

6 遺跡の年代 奈良時代～平安時代初期

7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

平城宮跡内では、本誌第三号以降これまでに、五箇所の調査地区から木簡が出土している。第一三〇次調査(朱雀門東方南面大垣地区)でも木簡二点が出土しているが、断簡なので収録しなかった。

一 東院地区(第二二八次調査)

調査地は平城宮東部にある張出部で、その西辺区域の中央より南寄りの地域である。この北隣りは第二二次南調査として、西隣りは第一〇四次調査としてそれぞれ発掘調査が実施されている。

検出した遺構は掘立柱建物・掘立柱塀・築地塀・井戸・溝などで

ある。それらはA～D期の四期に大別でき、各時期はさらにA₁、A₂、B₁、B₂、C₁、C₂の小期に細分できる。A～D期に一応の年代比定をしておく、A期は和銅創建以後、B期は奈良時代中頃、C期は奈良時代末期、D期は平安時代である。

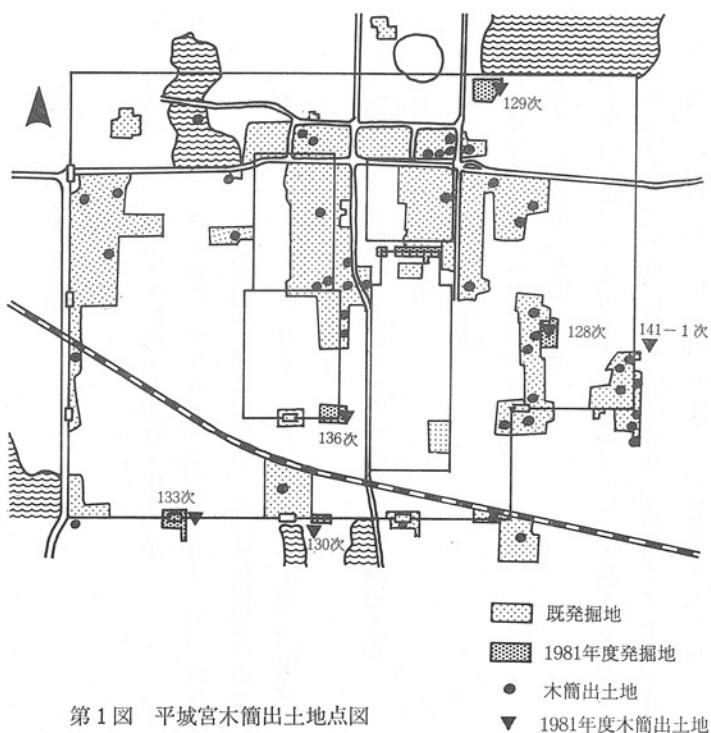
遺構の変遷を見ると、A期には自然地形を利用して東北から西南へ流れる斜行溝を中心として水路を掘り、A₂期に建物が建ち始める。B期には調査区中央にこの地域を区画する南北方向の掘立柱塀を造り、建物の数も多くなる。C期になると、B期の南北掘立柱塀を築地塀に造り替え、築地の西側は小子部門(東張出部南面西端の門)から北進する道路となり、東には井戸や建物が造られる。

木簡はA～C期の溝八箇所、土塀一個所から総計七四点出土した。

二 内裏北方官衙地区(第二二九次調査)

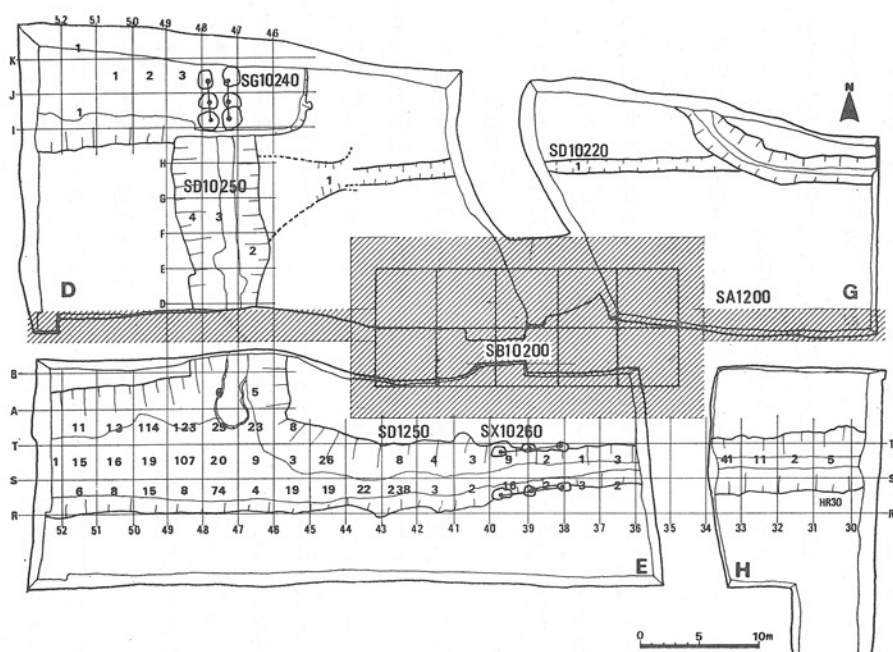
平城宮の内裏は東西一八〇m、南北一九〇mの内郭部分とさらにそれを外から大きく築地を取り囲んだ外郭からなる。今回調査したのは内裏北外郭地域の東北方で、宮北面大垣のすぐ南、水上池の堤の南方の地域である。

検出した主な遺構は、掘立柱建物、掘立柱塀、溝、井戸、焼土ピット、土塀等である。遺構はA～E期の五期に大別でき、それらはA期Ⅱ平城宮造営以前、B期Ⅱ和銅～天平前半、C期Ⅱ天平後半～天平宝字、D期Ⅱ天平宝字～奈良末期、E期Ⅱ平安初期に比定できる。この地域に整然とした配置の建物が造られ本格的に利用され始め



第1図 平城宮木簡出土地点図

るのはC期以降のことで、B期以前にはいくつかの溝と土壇があるだけである。
木簡が出土したのは宮域東部の基幹排水路SD二七〇〇Bからである。この溝はすでに第二二次調査においてその下流部を検出し、



第2図 平城宮南面西門（第133次）木簡出土遺構配置図（数字は木簡出土点数）

宮内省関係のものを含む木簡が出土している。本調査区内では溝の流路には二時期の変遷が認められる。B期の旧溝は比較的短期間で埋められ、C期に新溝が掘削される。新溝は旧溝の東につけられ、緩くカーブしながら南流して発掘区の南端で旧溝の流路と合体する。溝は現水路が側を流れているため一部しか完掘できなかったが、最大幅二・二m、深さ一・五m～一・七mの素掘りである。堆積土は上中下の三層に大別でき、上層は一〇世紀から中近世までの土器を含み、この溝の存続した時期が知られる。

木簡の出土総数は一七一点で、すべて下層から出土したものである。内容では女孺の歴名など女官に関するものが注目される。また共伴した大型の須恵器蓋には天平一八年の年紀と皇后宮職少属川原藏人凡の名前が墨書されているので、この地域の建物と後宮あるいは皇后宮職との関係が考えられる。

三 宮城南面西門（若犬養門）地区（第一三三三調査）

調査地は平城宮南面西門地区で、検出した主な遺構は、南面西門SB一〇二〇〇、その両側の南面大垣の築地SA一〇二〇〇、大垣外側の二条大路の北側溝SD一二五〇、同南側溝SD四〇〇六、SB一〇二〇〇の西北方に位置する池SG一〇二四〇、SG一〇二四〇からSD一二五〇へ排水するための南北溝SD一〇二五〇、SB一〇二〇〇内側の東西溝SD一〇二二〇などである。門SB一〇二〇〇は礎石や根石はなく、基壇も遺存状況がわるかったが、礎石をす

えるための円形の基礎地業を検出し、それによって桁行五間、梁行二間、一七尺（五・一m）等間の平面規模の門で、朱雀門と同規模であることが明らかになった。

木簡はSD一二五〇、SD一〇二五〇、SG一〇二四〇、SD一〇二二〇の四個所の遺構から総計一一七点出土し、平城宮跡はもちろん、全国的にみても一九八一年の最多の出土点数である。なおSD一〇二二〇の出土木簡は二点で点数も少く、断簡なので特にふれないこととする。

SD一二五〇 二条大路北側溝で、宮の南面の外堀も兼ねる東西溝である。調査区の東よりでは幅三・〇m、深さ一・二mであるが、西へ行くにつれて幅が広くなり、南北溝SD一〇二五〇との合流点以西では、幅は一〇mをこえ、深さは一・五mとなる。本調査区内では水は東から西へ流れる。門SB一〇二〇〇の前の部分には、橋脚SX一〇二六〇があり、それから西方では両岸を杭とシガラミで護岸している。兩岸の位置は変遷があり、いく度か改修をうけている。堆積土の層序は東端では上・下層の二層に大別できるが、西よりでは合流するSD一〇二五〇の水流などによって攪乱されている。木簡は一〇八七点出土し、本調査区出土の過半を占める。出土地点は溝全体にわたるが、SD一〇二五〇の合流点に集中する傾向がみられ、本溝出土木簡にはSD一〇二五〇から流入したものも含まれると思われる。

共伴遺物は豊富である。瓦は大量に出土し、軒瓦は平城宮Ⅰ、就中藤原宮式が高い比率を占め、他の宮城門・大垣地域の調査と同じ結果である。土器は平城宮Ⅲ～Ⅴの土師器・須恵器、さらに少量の緑釉・三彩陶器が出土している。曲物・杓子・物差・人形・削掛け・人面墨画などの木製品、挂甲小札、刀装具、刀子などの金属製品、和同開珎・万年通宝・神功開宝などの銭貨も出土している。物差は長さが一尺五分、一分刻みの精巧な作りで、一寸 $\parallel$ 二・九五cm（平均）である。人面墨画は髡をはやした男子の顔の正面像で顔の形に整形し、裏面には頭髮を描くとともに「神護景雲」と墨書する。墨書土器は「靈龜二年七月知」「厨菜」「厨」「常」「盛」「大」などがあるが、特に注目すべきは、雅楽寮を示すと思われる「雅楽寮」「雅楽」「雅」の三点である。平安宮では、宮城諸図によれば、雅楽寮は宮城東南隅に位置するが、すでに『大内裏図考証』が説くように（故実叢書本第一巻六七頁、第三巻二五八頁）、『拾芥抄』によれば、南面西門の皇嘉門を雅楽寮門と号し、また皇嘉門を入った西側にある治部省が雅楽寮の北にあると記すから、宮城図に定着する以前の一時期に雅楽寮は皇嘉門を入った西側に所在したと考えられるのである。この平安宮雅楽寮の位置からみて、雅楽寮関係の三点の墨書土器によって平城宮の雅楽寮も南面西門近辺に所在した可能性がある。

SD 一〇二五〇 宮内の池SG 一〇二四〇の東南隅から南面大垣

SA 一二〇〇の下を通過してSD 一二五〇に通ずる南北溝で、門SB 一〇二〇〇の西八mに位置する。最大幅八m。大垣の位置では、Ⅰ期開渠、Ⅱ期暗渠、Ⅲ期開渠、Ⅳ期暗渠、Ⅴ期開渠という五期の変遷をたどり、Ⅳ期には溝全体が暗渠となっていたらしい。北端の溝口のSG 一〇二四〇の東南隅には導水を調節する施設SX 一〇二三〇を、南端のSD 一二五〇との合流部には河原石の石組みの水受けの施設を設ける。木簡は二〇点が出土した。

SG 一〇二四〇 門SB 一〇二〇〇の西北方一四mに位置する池で、本調査ではその東南隅を南北一〇m、東西二・一mの範囲で検出したにとどまり、遺存地割からみて遺構はさらに調査区の北・西方へ広範囲に広がると思われる。深さ一・五m。南岸は杭とシガラミで護岸する。この池は平城宮以前の秋篠川の旧流路を利用して造られたと思われる。出土土器からみて宮廃絶後一〇世紀初めまで存続する。池底には何箇所かの凹みがあり、木簡はその凹みから八点出土している。他に釘をうちこんだ人形、曲物、刀子、和同開珎などが出土している。

四 第一次朝堂院地区（第一三六次調査）

宮中央部の第一次朝堂院と称する地区についてはこれまで北から順に第九七・一〇二・一一一次と調査を実施して、東第一・二堂の規模や東限の塀・築地の変遷等の様相が明らかにされてきた。また第一一九次調査によって南門と南限の塀が確認されている。本調査

地は第一次朝堂院地区の東南隅に位置し、朝堂院の東限と南限の堀の取り付き状況についての知見を得るために調査を行った。その結果、第一次朝堂院地区の東限の堀は南限の堀との接合部より南へは続かないことが判明した。第一六・一七次調査によって、朱雀門の北の、平安宮の応天門に相当する位置には門が存在しなかったことが明らかになっているので、第一次朝堂院の南に朝集殿があったとすればこの地区を区画する堀等の施設は存在しなかったことになる。

木簡が出土したのは朝堂院東限から約一八m東にある幅二～三m深さ約〇・六mの平城宮中央部の基幹排水路の南北溝SD三七一五からである。この溝は過去三回の調査でも検出しており木簡も出土した。溝は天平初年頃と平安時代の二回の改修を受けていることも過去の調査によって判明している。今回出土した木簡は総数四六六点で、溝に架設された橋脚と考えられる柱根の周囲に形成された木質遺物の堆積層に含まれていた。この溝の西約一二mにある南北溝からは「弾正」「刑省」と墨書した須恵器が出土した。

8 木簡の釈文・内容

一 東院地区

A期

斜行溝SD八六〇〇B

(1) ・「故」部嶋」

連遣道

「若」部」若垣

「

」

129×(44)×6 081

斜行溝SD九六二〇

(2) × 朽又如之但朽」^{其カ} ×

× 朽 朽 朽 朽 ×

(82)×(15)×1 081

(3) ・「官」

「官」

74×25×1 032

(4) 「南新防壁三枚」

167×34×3 031

(5) ・×五斗」^{山カ} 郷二斗」^{五升カ} 郷」^{五升}

・天平元年八月十九日

(138)×16×4 019

東西溝SD三一九三A

(6) 天平十二年十月

(98)×19×4 039

B期

斜行溝SD三一一三

(7) 〓備前國上道郡居都郷

〓和仁マ太都万呂五斗

(133) × 22 × 1 033

南北溝SD三二九七B

(8) 〓返抄 所請^{〔茄力〕}子七斗八升

〓十月三日受車持家

185 × 19 × 4 011

(9) 〓若狭国遠敷郡野驛家^{大湯坐連}御[×]

〓十月十五日

(128) × 33 × 4 039

(10) 〓播磨國賀茂郡^{〔各七力〕}郷[×]

(11) 〓天平勝實^{〔六力〕}〓[×]

(85) × 28 × 3 081

C期

南北溝SD三二〇九

(12) 〓^{〔各七力〕}〓^副

〓条各四副

『十四条^{三条各五副}
十一^{一条各三半碎副}』

(96) × 25 × 3 019

(13) 〓備前〓〓

(40) × 34 × 6 039

(14) 二百文上^{〔未〕}

(72) × (20) × 3 081

(15) 〓酒司

(312) × (14) × 5 019

南北溝SD九六二一

(16) 〓伊与〓村郡〓井郷

〓〓五斗

104 × 16 × 3 059

二 内裏北方官衙地区

南北溝SD二七〇〇B

(1) 〓^{〔月力〕}大宅内命婦^{〔宣力〕}〓

(89) × 31 × 3 019

(2) 〓×

〓天平十九年十一月二日使〓×

(160) × (36) × 3 081

(3) 〓天平十二年〓五日 案^{〔三力〕}〓〓〓

〓^{〔守力〕}名氏 〓 312 × 4 × 2 011

(4) 〓申陪從〓〓

(115) × (18) × 4 081

(5) 〓井於王

〓本王

(115) × (31) × 3 081

- (6) 「 車持宅良
女孺 倭畫師大虫 天平十八年潤九月廿四日」
626×(34)×5 019
- (7) ・
□□□古女 凡小女笠王
□□□□□□□□□□
□□□
天平十八年十一月十三日
(349)×(25)×5 081
- (8) 「次長高市息継
〔紀三カ〕
□□□
〔中臣カ〕
□□×
安曇廣刀自 〔紀カ〕
□□×
(335)×(34)×6 081
- (9) 「參河國〔播カ〕豆郡析嶋海マ供奉二月料御贄佐米楚割六斤」
268×20×5 031
- (10) 「備前國邑久郡旧井郷秦勝小國白米五斗」
175×20×2 051
- (11) 「〔醬カ〕
〔苦田郡林田郷〕大豆五斗進上」
256×27×4 032
- (12) 「長見庸米五斗」
179×(27)×3 011
- (13) 「近江國犬上郡」
66×15×2 011
- (14) ・
「川原郷」
149×26×4 051
- (15) ・
□□
獨活壹兩
〔受〕
□□
□□
〔麻子二斗六升〕
(83)×(35)×2 081
94×(21)×2 032
- (16) ・
「〔上蜜一斗二升」
137×20×3 032
- (17) ・
「〔天平□年六月八日□」
137×20×3 032
- (18) ・
「〔鼠」
86×18×6 032
- (19) ・
「〔天平十五年十月三日」
86×18×6 032
- (20) ・
「〔七氣丸一斛」
66×15×2 011
- (21) ・
「〔南无龍自在王佛」
267×42×4 011
- (22) ・
「〔帳天平」
(126)×(10)×(9) 081
- (23) (5)〔8〕は皆細い楷書体で丁寧に書かれ、使用した材も入念な仕上げである。日付は異なるが女性の名前が書いてあるものが含まれるので、用途は同じであろう。

三 宮城南面西門（若犬養門）地区

SD 二五〇

- (1) 「衛門府進和炭二斛」
木屋坊
天平勝寶三年正月廿五日番長道守臣努多万呂
324 × (17) × 8 081
- (2) 「七月七日伊久理檜山廿六人 十五日入廿人 七月十九日入十人兩檜山 七月十三日和東木運十人」
401 × 40 × 5 011
- (3) 「常陸国那賀郡人公子部牛主之」
〔以カ〕
「人等若有見露者諸」
〔聆カ〕
「今日廿七日夜自大學寮邊被盜」
〔天平カ〕
「八年六月廿八日」
鹿毛
後脚
歳八
宜告知諸生徒及官
〔諸カ〕
702 × 32 × 6 019
- (4) 「左衛士府 居飼物部」
居飼物部
天平勝寶
〔三カ〕
「部百嶋」
年卅
右目下黒子
右人養物不来
〔三カ〕
「照此狀報知 正月十七日大志日置造」
272 × 23 × 3 019
- (5) 「御 葬時服衣等進上番門部并」
「内物等歴名欲請附得万呂」
正月六
若犬養
189 × 34 × 5 011
- (6) 「小」
斗カ
列點加衛士 上
「海部小色」
真玉
火頭
「廿三日校元」
山田五十烈
下林五十烈
大豆田真
陵邊真勝
苗代五十烈
何刀
240 × 39 × 6 019
- (7) 「物マ君万呂」
額田マ
野国大伴
三
尾カ
「額田マ真」
私石足
198 × (32) × 2 081
- (8) 「仙秋人」
〔右カ〕
「二人衛」
秦
物マ人足
〔右カ〕
五人右衛
土カ
255 × (45) × 6 081
- (9) 「物マ君万呂」
額田マ
野国大伴
三
尾カ
「額田マ真」
私石足
198 × (32) × 2 081

- (11) ・「御門司所^{〔謹カ〕}解^{〔催造司主典〕}」
 〔門司所^{〔謹カ〕}〕
 御^{〔謹カ〕}解^{〔催造司主典〕}」
 九月^{〔九カ〕}×(257)×(31)×4 019
- (12) ・「^{〔門カ〕}門司^{〔米四石八斗五斗〕}」
 米四石八斗五斗^{〔右充送日如山如前〕}
 月廿四日主典從八位上^{〔佐カ〕}奈黑麻呂^{〔佐カ〕}
 (227)×29×5 019
- (13) ・「造西仏殿司^{〔移カ〕}若犬養門^{〔如件カ〕}」
 右為^{〔移カ〕}泉^{〔移カ〕}×
 (278)×(6)×5 081
- (14) ・「造西仏殿^{〔移カ〕}」
 右為買材木泉津^{〔門カ〕}
 (258)×(13)×3 081
- (15) ・「造西佛殿司解申」
 (185)×(7)×6 081
- (16) ・「督石上マ^{〔若カ〕}」
 (147)×(22)×3 081
- (17) ・「東内宮守^{〔桑原〕}」
 桑^{〔桑原〕}×
 「家式」桑×
 「合五人 五月×」
 (129)×36×3 019
- (18) ・「典藥寮移^{〔門カ〕}」
 右件表勿^{〔月廿カ〕}×
 (129)×34×1 019
- (19) ・「進上 氷三荷丁刑部真塩」
 神龜六年五月十九日少山部得大理^{〔月廿カ〕}
 (337)×34×4 011
- (20) ・「但馬国衛士車持足月養錢六百文府置死人分」
 (318)×25×7 031
- (21) ・「備中國英賀郡衛士帶部益國養錢六百文」
 (230)×19×4 032
- (22) ・「信濃國筑摩郡山家郷火頭棕椅部」
 逆養錢六百文
 (123)×13×3 032
- (23) ・「備前國三野郡津嶋^{〔庸カ〕}」
 津嶋マ木上一俵
 (187)×32×5 033

門の守衛に当たった衛門府の詰所すなわち「門司(所)」関係の木簡が廃棄されたものと推定される。「門司」の語は令に三条みえ(宮衛令15奉勅夜開門条・18儀仗軍器条・25諸門出物条。ただし15条では大宝令で「門司」とするのを養老令で「衛府」に改める)、18条の義解は「門司者衛府也」と解するが、15・25条では「門司」は「衛府」と区別され、25条では門司は物資の諸門からの搬出に際して門勝と物資の勘校に当るから、門司とは諸門において門の守衛に当る衛府の官人の詰所と考えられる。SD一〇二五〇木簡に「小子部門司」とあるように、門司は門ごとにおかれたのであろう。宮城門は衛門府の門部が「主当門司」として衛士を率いて守衛に当る(職員令59衛門府条、『令集解』宮衛令宮閣門条所引古記、『類聚三代格』大同三年七月二六日官奏、『延喜式』左衛門府式衛門条)。また『延喜式』によれば宮城門の諸門には「守屋」(左衛門府式守屋条)、朱雀門には「東・西伏舎」がおかれたとあるから(式部式下大蔵条)、門司の置かれる施設は守屋、伏舎と称されたのである。SD一二五〇出土の衛府関係の一群の木簡は、衛門府の門部・衛士らが上番する南面西門の門司(施設としては守屋・伏舎)関係の木簡が廃棄されたものと考えられる。(11)・(12)の木簡の「御門司所」「門司」はまさしくこの門司に当り、(13)の造西仏殿司移の充先の「若犬養門」は若犬養門司の意であろう。某列の衛士火頭の歴名、その他の衛士歴名は門司に上番した衛士・火頭の管理のための文書であり、このほか衛士・火頭と明記はないが、国名を

記したものを含む歴名の断簡(『平城宮発掘調査出土木簡概報十五』二三(二五頁))も同類であろう。衛士火頭の養錢付札六点は門司の衛士・火頭に支給された養錢に付けられていたものが廃棄されたものである。衛士・仕丁の養物はいうまでもなく養老二年(七一八)四月彼らの資養のために出身房戸の雑用代物を送る制度に始まる(『令集解』賦役令仕丁条所引同年格)。貢進された養物は民部省に収納されたりしく(天平宝字六年三月二〇日「奉写石山大般若所解」『大日本古文書』一五一一七〇頁、『延喜式』民部上)そこから衛門・衛士府へ下され、さらに門司など各部所の衛士、火頭へ送られたものであろう。(20)の付札は「府置死人分」の記載があり、全文一筆で墨書されているから、衛門府あるいは衛士府で記されたものであり、衛府本府から門司への養錢の移動を裏づける。これに関連して養物の不到を報告する文書(5)も、差出者が衛府の志であるから同じく本府から門司あてのものであろう。庸米の付札三点(28)も、庸物が衛士の食料にも用いられるから(賦役令2計帳条)門司の衛士らが消費したものであろう。木簡以外の遺物でも挂甲小札・刀装具などの武器は門司関係のもので、門司に上番した門部・衛士らのものであろう。

この門司関係のものの中には個別的にも興味深いものがある。(6)は御葬の時に服衣を進められた門部と内物部の歴名の請求文書であるが、この葬儀は「葬」字に「御」を冠し、またその上を闕字にしている所からみて(公式令23闕字条の規定では「葬」は闕字にはならない

が、太上天皇・天皇・三后などに関する葬儀であり、さらに「正月六」の日付からみて、天応元年（七八一）二月二三日に崩じ、延暦元年（七八二）正月七日に営まれた光仁太上天皇の葬儀と考えられ（『続日本紀』）、きわめて興味深いものである。この木簡がSD一二五〇の中では最新の年代を推定できるものである。衛士・火頭の養錢付札六点②③は、これまで平城宮跡で出土している養物付札四点（『平城宮木簡三』三〇七六補注参照）を一挙に増加させた。これら付札の書式は、②を除き国十郡十（郷）十人名で、人名に衛士・火頭を冠する例があるから、その記載は、調などの他の貢進物の付札とは異なっており、養物の受取者を示したものである。これらの付札は②のように衛府本府で付け替えられたものである可能性も皆無ではないが、今回出土の五点には木簡の材や書跡に共通性がみられないから積極的にそうはいえず、やはり諸国で付けられた付札と考えるのが妥当である。すなわち、養物は諸国から某分として受取者を指定して送られたわけである。『延喜式』民部上に養物は「専入正身」れることや逃亡した場合は替りに上番した者に支給するという規定があり、また⑤の文書のようにある個人の養物未到が問題にされたのは、養物がこのように受取者が決められて送られてきたからである。この文書では受取者の下に年齢と「右目下黒子」の身体的特徴の注記があり、同種の注記は天平宝字五年二月二日付の奉写一切経所解の火頭養物請求文書（『大日本古文書』一五二七頁）

の火頭各人にもみられる。これらの注記は養物支給に当って、年齢と身体的特徴によって受取者本人であることを確認するためのもので、まさに養物を「専入正身」れるための処置である。このように養物が諸国から某分のものとして送られるのは、養老二年格で養物が出身戸の雑徭代物を送るという制にみられるように、貢進の戸と受取者の間に強い紐帯があったからであろう。

「東内宮守」の文書断簡⑦は門司の木簡と直接関係するかは詳らかでないが、平城宮内の東内に関するものとして貴重である。東内は、平城宮東張出部に所在し天平神護元年から造営される東院に引き続き、神護景雲元年から造られる。東内は東院を中枢部とする一郭で、称徳天皇のための、内裏に准ずる離宮的な性格の施設と思われるが、この木簡で「東内宮守」と記されるのは、その性格を考える史料となる。

△若犬養門と小子部門▽ 弘仁・貞観・延喜式陰陽寮式や平安宮の諸図によれば、長岡宮と創建当初の平安宮では南面西門は若犬養門と称した。SD一二五〇からは、若犬養門あての造西仏殿司移③と若犬養門とある断簡が出土している。しかしまたSD一〇二五〇からは小子部門司あての内膳司牒④も出土している。小子部門について、すでに『平城宮木簡三』において東院の南面門付近から出土した「小子門」木簡によって、同門が小子門で、小子門の門号は小（少）子部連氏に基づく小子部門の意である可能性を指摘した。

その後藤原宮東面北門付近の外堀から「少子部門」の木簡（「藤原宮出土木簡四」四頁）、さらに今回平城宮から「小子部門司」の木簡が出土したことによって、藤原・平城宮には宮城門号として、弘仁・貞観式にはみえない小子部門が存することが明らかになったのである。ただし今回南面西門付近から小子部門と若犬養門の木簡が出土したことによって両門号の配置について新たな問題が生じた。現在私は断案をもたないが、藤原宮東面外堀からの「少子部門」木簡と平城宮東張出部における「小子門」木簡の出土、平城宮南面西門付近の「若犬養門」木簡の出土と長岡・平安宮における若犬養門の位置、さらに平安宮における若犬養門Ⅱ皇嘉門Ⅱ雅楽寮門と関係する「雅楽寮」の墨書土器のSD一二五〇からの出土などの史料の全体的な判断にたてば、やはり東院南面門が小子部門、南面西門が若犬養門とみるのが可能性が高いと思う。

△告知札と大学寮▽ 大学寮辺で盗まれた常陸国那賀郡人公子部牛主の馬（欠損のためよめないが鹿毛と注記されているので馬であろう）の搜索を告知した告知札(3)は、その内容のおもしろさはもとより、平城京の大学寮の位置を考える上で貴重な史料である。これまで平城京東三坊大路東側溝SD六五〇から九世紀の告知札四点が出土している（「平城宮発掘調査報告Ⅵ」）。これらの告知札と比較すると本簡は書式において異なる部分もあるが、記載内容はほぼ同じであり、長さはSD六五〇出土の完形の三点の八七・六―一一三・四cmに対

して七〇・二cmで少し短い、通常の文書木簡にくらべて長大であって、これらの点から告知札と考えることができる。なおSD六五〇の告知札は下端を地面に突きさすために両側から削って尖らせているが、本簡は墨書部分にかかって斜めに切断されている。表裏の文章は連続するとみられ、斜めの切断は文字にかかり二次的な整形とみられるので、この下端の切断は、廃棄するに当って地面に突きさしてあるものを根元で上から斜めに切断したものであろう。なお年号は完全に積読できないが、「平」字の下はハ冠の文字であること、また年紀は「八年」で、さらに「歳」でなく「年」であることから「天平」を冠する四年号のうち天平宝字と推定される。馬は大学寮辺で盗まれ、告知の対象は完全に積読できないが「諸生徒」など大学寮関係者と考えられるので、この告知札は大学寮辺に立てられたものと思われる。平安京では大学寮は、宮城と二条大路を隔てた左京三条一坊一・二・七・八坪に所在した。この平安京での宮の南面外の位置を参考にして、本簡の出土地点からみると平城京大学寮は右京三条一坊に所在したことが推定できる。

△催造司と造西仏殿司▽ 催造司主典あての御門司所の解(1)と造西仏殿司関係の文書三点(13)～(15)はいずれも造営官司がみえ、このほか山作所とある断簡、和東の柚山や伊久理檜山での役夫の就労の文書(2)など造営関係のものがある。(11)・(13)はそれぞれ「御門司所」と「若犬養門」との間にとりかわされた文書であるから、門の物資通

行にかかわるものであろうか。催造司は神亀元年(七二四)三月に設置され(『続日本紀』神亀元年三月壬午条)、天平六年(七三四)五月まで存続したことが確認できる(天平六年興福寺西金堂造仏所作物帳案、『大日本古文書』一一五五三頁)。養老五年(七二二)八月開始された平城宮内の改作をうけて、神亀元年二月の聖武天皇の即位を契機に、改作を推進するために設けられた臨時の造営官司で、造宮省を統轄し、造営の督促に当たった。職員は長官として監二員が任ぜられたが(『続日本紀』天平二年九月戊寅条)、本簡から主典の存在が確認でき、四等官制を採ったとみられる(拙稿「八世紀造宮官司考」、奈良国立文化財研究所『文化財論叢』所収予定)。造西仏殿司は初見の官司名で、(4)には天平八年(七三六)の年紀がある。仏殿は金堂のことで、天平八年ごろ西金堂を造営した平城京内の大寺といえ、天平六年正月光明皇后が母橘三千代の周忌に供養した興福寺西金堂が当り、造西仏殿司はこの西金堂造立のために設けた官司と考えられる。同堂の造営については福山敏男氏の研究に詳しく、皇后宮職が造営に当たったと考えているが(『奈良時代に於ける興福寺西金堂の研究』『日本建築史の研究』所収)、これらの木簡によって造西仏殿司という臨時の官司が設けられ、開眼供養後天平八年までなお造営が続けられたことが明らかになった。同司は皇后宮職と密接な関係をもったものであろう。

このほか典藥寮、内蔵佐官、大膳下走などの官司・官職に関する

文書断簡があり、付札では田原鑄銭司(『続日本紀』神護景元年一二月乙酉条)からの進上銭付札^⑧、習書では「論語序」^⑨とあるものが興味深い。

SD一〇二五〇 前述の内膳司牒^⑩の差出者「典膳雀^[真カ]□□□□□」は天平一七年四月から天平勝宝三年二月まで内膳司典膳であることが確認できる(雀部朝臣真人(『大日本古文書』二一四〇六頁、『続日本紀』)と推定され、これが年代の推定できる唯一のものである。この内膳司牒との関連で、賛に関する文書^⑪が注意される。事書きの下猪山・鹿山・漣などの記載は賛の採取地を示すと思われるが、このように賛の採取地を定めていたらしいとともに、猪山・鹿山については水産物だけでなく獣類の賛を重視する近年の賛研究の中で注目される(『日本経済史を学ぶ』石上英一論文)。猪・鹿・鹿の賛は近江国から元日料として各四枚(四枝カ)貢進される定めで(『延喜式』内膳式、『西宮記』卷一〇裏書)、また藤原宮木簡によれば、信濃国伊奈評から鹿大賛が貢進されている(『藤原宮出土木簡五』一三頁)。

SG一〇二四〇 ⑫大嶋里の荷札があり、霊亀元年以前のものである。

四 第一次朝堂院地区

南北溝SD三七二五

- (1) ・少疏日下部直三^⑬□□□□

□□□□ (169)×(17)×5 019

- (2) ×^{〔藏カ〕}省少主鎰 (120) × (8) × 3 081
- (3) ×^{〔坊カ〕}木屋^{〔坊カ〕} × (6) × (6) × 3 081
- (4) ×^{〔良カ〕}良 ×^{〔良カ〕}良

同 同 同

『平城宮跡発掘調査出土木簡概報十五』 一九八二年
 『奈良国立文化財研究所年報1981』 一九八一年
 『奈良国立文化財研究所年報1982』 一九八二年

東院地区・内裏北方官衙
 地区・第一次朝堂院地区
 宮城南面西門地区
 清田善樹
 今泉隆雄

- ×^{〔良カ〕}良 ×^{〔良カ〕}良
- ×下部^{〔良カ〕}良
- ×^{〔佐カ〕}伯大
- ×^{〔佐カ〕}伯大

- ・ ×^{〔佐カ〕}伯大
- ・ ×^{〔佐カ〕}伯大

- 飯事 飯 飯 飯
- 飯 飯 飯 飯

- (5) 「弓削生夫」 (223) × (43) × 2 081
- 宇自善^{〔福カ〕} 坂^{〔坂カ〕} 石^{〔合カ〕} 乙勝^{〔合カ〕} 八人

279 × 28 × 4 011

第九七次・一〇二次・一一一次調査において同溝の上流を検出した時には、神亀三年～天平三年頃の宮内での造営事業に関する木簡が多数出土したが、今回は(3)以外には造営関係木簡は見られない。

9 関係文献

- 奈良国立文化財研究所 『昭和55年度平城宮跡発掘調査概報』 一九八一年
- 同 『昭和56年度平城宮跡発掘調査概報』 一九八二年